

# マレーシアへ輸出する際の 注意事項



## ▶ 輸入禁制品

### ▶ 対象品目

- ・あらゆる国で現在発行されている紙幣や、コイン、またはその複製品
- ・わいせつな印刷物、絵画、写真、本、カード、フィルム、ビデオテープ、スライド、コンピューターディスク等の情報媒体
- ・マレーシアの利益を害する、もしくはマレーシアの平和に不適切なもの
- ・ピラニア
- ・亀卵
- ・カカオの実、ランブータン、プラサン、ロンガン、ナムナム(輸入禁止対象国: フィリピン・インドネシア)
- ・鉛もしくは銅化合物が1リットルあたり3.46ミリグラム以上含んでいる酒
- ・短剣、飛び出しナイフ
- ・68-87MHz、108-174MHz周波数内のテレビジョン放送用受像機
- ・ヒ酸塩ナトリウム
- ・コーランを複写/印刷した布及び服
- ・注射器型のペン及び鉛筆等
- ・有毒性化学物質
- ・放射性物質を含有した避雷器

<主管省庁、機関> 税関局 (Royal Malaysian Customs)  
<http://www.customs.gov.my/>

## ▶ 現地において確認が必要とされる主な項目および規制

### ▶ 動植物

- ・卵殻、殻付き卵
- ・動物及び家禽類の肉類、骨、皮革、皮膚、足等、身体の一部
- ・猿、キツネザル、ガラゴ、ポットー等、生きている霊長類
- ・動物性油脂
- ・植物及び植物で作られた製品
- ・植物病害を引き起こす培養物、病原生物、生きている昆虫、ネズミ、カタツムリを含有する土壌、有害生物
- ・植物に有害な影響を与える害虫や生物
- ・生きている魚類
- ・珊瑚

### ▶ 精密機械、戦略品目

- ・ピストル/銃のおもちゃ、模造品
- ・模造手榴弾
- ・武器、弾薬
- ・攻撃を守るための防弾ベスト、スチールヘルメット等
- ・公衆電話通信網に接続される機器
- ・3000Ghz未満の周波数内で遠隔通信用無線通信装置
- ・テレビ受信機を備えたビデオ機器(携帯型液晶ゲーム機及びビデオゲームを除く)
- ・屋外用パラボラアンテナ
- ・AC 50ボルト以上及びDC 120ボルト以上で使用される家庭用電気器具

### ▶ 化学品・薬品

- ・サッカリン及びサッカリン塩
- ・家庭・農業用の殺虫剤、農薬
- ・医薬品

## ▶ その他

- ・花火、爆発物
- ・ヘルメット(オートバイ運転者及び同乗者用を除く)
- ・自動車
- ・サロンバティック※
- ・未精米を含む米
- ・有毒廃棄物
- ・家庭用ビール醸造器具

※伝統工芸品等、国産品の保護措置のため

▶ 上記品目はライセンスを要する場合がありますので事前に確認が必要です。

<主管省庁、機関> 税関局 (Royal Malaysian Customs)

<http://www.customs.gov.my/>

## ▶ その他注意点



【必要書類項目・規制事項を満たさない場合、マレーシア税関にて差し止め、品物の没収、破棄および返送となる可能性があります。】

※上記記載項目以外にも、輸送上の制限を受ける場合があります。

※掲載情報につきましては十分に注意して掲載しておりますが、全てが最新で、かつ、当該サイトにアクセス頂いた時点において、その内容が実効性を保有していることを保証するものではありません。当情報が原因にて、発生した損害につきましては、弊社では責任を負いかねますのでご注意ください。(掲載情報取得日:2013.2.21)